

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理のための基本方針

平成20年1月16日制定

国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）は、平成19年3月14日に「本学における公正研究遂行のための基本方針」を制定している。これは研究者が公正な研究を遂行するため守るべき基本方針を定めたものである。

役員及び事務職員についても、厳格に関係法令や学内規程等を遵守し、本学の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に努め、公的研究費の適正管理の推進に向け最大限の努力を行うため以下の基本方針を定める。

- 1．役員及び事務職員は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであることを踏まえ、機関による管理が必要であるという原則を研究者に浸透させ、専門的能力をもって公的資金の適正な執行に努めなければならない。
- 2．役員及び事務職員は、公的研究費の使用ルール及び各種規程等を十分理解し、遵守しなければならない。また、研究者からの相談を進んで受け適切及び迅速な対応を行わなければならない。
- 3．役員及び事務職員は、本学全体の視点から効率的、効果的かつ多角的な不正使用防止体制を構築し、定期及び随時の内部監査を行うとともに不正使用につながる要因等を検討し、不正防止に努めなければならない。
- 4．役員及び事務職員は、契約等により知り得た取引先の機密情報等について、漏洩等がないよう細心の注意をはらい、厳正に管理しなければならない。
- 5．役員及び事務職員は、公的研究費の不正使用の疑いがあることを知った時には、それを放置せず適切な処理を行わなければならない。
- 6．役員及び事務職員は、公的研究費の不正防止計画に基づき不正使用の防止に努めるとともに、公的研究費の適正管理に関する教育・啓発活動等を行わなければならない。